（参考様式）

年　　月　　日

誓約書

東北経済産業局長　殿

当社及び当社役員は、鉱業法第100条の３第２号のイ～ハのいずれにも該当しないことを、ここに誓約いたします。

住所

申請者

電話番号

【留意事項】（提出時はこのページは削除してください。）

●　鉱業法（抄）

（探査の許可の基準）

第百条の三　経済産業大臣は、前条第一項の規定による申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、その申請を許可してはならない。

二　その申請に係る者が次のいずれにも該当しないこと。

イ　この法律に規定する罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ロ　第百条の五（第三号を除く。）の規定により許可を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

ハ　法人であつて、その業務を行う役員のうちにイ又はロのいずれかに該当する者があるもの

●　本文中、「当社及び当社役員は、（略）」の「当社」の部分は団体の形態に合わせて適宜変更してください。